

答 申 第 1 4 号

平成19年6月29日

仙台市教育委員会 様

仙台市個人情報保護審議会

会 長 布 田 勉

仙台市個人情報保護条例第41条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年12月7日付け教学相第61号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第19号 「 〃 が小学4年の時にいじめにあった関係の書類
・教育委員会と 〃 小学校の間でやりとりされた文章
・5年6年に上る時の担任間の申し送り等文章
・ 〃 中学校進学の際に学校間の申し送り等文章 〃
の個人情報非開示決定処分に対する異議申立て

(別紙)

答 申

(諮問第19号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、異議申立人(以下「申立人」という。)の行った個人情報開示請求に係る個人情報を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市個人情報保護条例(平成16年仙台市条例第49号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき『 が小学4年の時にいじめにあった関係の書類 「教育委員会と 小学校の間でやりとりされた文章」 「5年6年に上る時の担任間の申し送り等文章」 「 中学校進学の際に学校間の申し送り等の文章」』の開示を請求したのに対し、実施機関が平成18年11月14日付で申立人の開示請求に係る個人情報は不存在であることを理由に個人情報の非開示決定をしたことについて、その処分の取消しを求めたものである。

なお、実施機関は、平成18年11月30日付で非開示決定を一部開示決定に変更し、「新入生学級編成資料」と題する公文書に記載された個人情報の一部を開示した。申立人は、この一部開示決定に対してもその処分の取り消しを求めている。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書(別添1-1)、意見書(別添1-2)及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

保護者がいじめの問題で学校や教育委員会に行った際、相談を受けた者がメモを取っていたことから記録があるはずであること、いじめが原因で不登校になったにもかかわらず、いじめに係る書類がないということはいじめがなかったこととなるため、真実をはっきりさせる必要がある。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書(別添2)及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、次のとおりである。

「教育委員会と 小学校の間でやりとりされた文章」については、これに該当する文書としては学校から教育委員会に提出される事故報告書があるが、調査したところ申立人の開示請求に係る個人情報が記載された報告書は存在しなかった。「5年6年に上る時の担任間の申し送り等文章」について 小学校に対して調査を行ったところ、申し送りがあった旨は確認したものの、その内容が

記録されている公文書は存在しなかった。「 中学校進学の際に学校間の申し送り等の文章」について、 中学校に対して調査を行ったところそのような公文書は見つけることができなかった。以上のことにより、申立人の開示請求に係る個人情報の不存在を理由として平成 18 年 11 月 14 日付けで非開示決定を行った。その後、申立人より本件異議申立て及び別件の開示請求がなされたことに伴い、再度、各所において調査を行ったところ、中学校におけるクラス編成のための資料である「新入生学級編成資料」の中に、対象となる個人情報の記載を確認できたので、当初の非開示決定の一部を変更し、一部開示決定を行ったものである。

5 審議会の判断

(1) 本件対象個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、教育委員会と小学校の間でやりとりされた公文書、5 年 6 年に上る時の担任間の申し送り等に係る公文書、中学校進学の際に学校間の申し送り等に係る公文書に記載された、申立人が小学校 4 年時にいじめにあったことに関する個人情報であると認められる。

(2) 本件対象個人情報の存否について

申立人は、保護者がいじめの件で学校や教育委員会に相談した際、相談を受けた担当者がメモをとっており、複数回にわたった相談の都度、担当者はメモを取っていた。よって、いじめに関する教育委員会と学校とのやりとりや進級時の申し送りの都度、これらのメモに基づいた公文書が作成されているはずであり、後に一部開示決定された「新入生学級編成資料」以外にも本件対象個人情報が記載された公文書が存在するはずである旨主張する。

実施機関が主張したのは次のとおりである。すなわち、教育委員会と 小学校の間でやりとりされた公文書として考えられるのは、いじめや学校事故などの概要が報告される事故報告書であるが、調査したところ 小学校からそういった書類の提出はなかった。また、5 年 6 年に上る時の担任間の申し送りに係る公文書について 小学校に対して調査を行ったところ、担任が変わる際は新旧担任同士が引継ぎを行うが、口頭で行うのが通常であり、その内容を必要に応じてメモを取る程度で公文書は作成していなかったことが確認された。さらに 中学校に対して調査を行ったところ、中学進級時の学級編成における会議で申立人に係る相談内容を含む申し送り等の話し合いがあったことは確認できたが、その内容を記した文書や議事録等は存在しなかった。通常このような会議においては資料を作成せず、必要に応じて教員それぞれが個別にメモを取るものであるとの説明であった。

これらを総合すると、保護者が複数回にわたり担当者に相談をしていること、別途一部開示決定を行った公文書に本件対象個人情報が記載されていることから、学校側が申立人がいじめにあっていない事実を把握し、口頭による申し送り等をしていたことは確認できるが、別途一部開示決定を行った公文書以外の公文書が作成されたと考えるに足る事実は認められない。

また、相談の際に担当者が記録していたメモについては、これを組織的に利用していたといった取り扱いがなされていたとはいえないから、条例第 2 条第 4 号にいう「公文書」にあたるとはいえ

ない。よって、担当者メモに記載された情報は、条例第14条第1項にいう「公文書に記録されている自己を本人とする個人情報」とはいえず、開示請求の対象とはならないものである。

以上のことを総合的に判断すると、平成18年11月30日付けの一部開示決定により一部開示とした公文書に係る部分を除き、本件対象個人情報の不存在を理由に非開示とした決定は、相当の合理性があると認められる。

(3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

なお、当審議会が直接答申の内容とすべき事柄ではないが、申立人の主張するその他の諸点のうち当審議会で議論のあった点があるので、それらについて2点付言する。

第1点目は、本件において、保護者は、学校や教育委員会事務局の担当者に対して、申立人の受けたいじめに関し複数回かつ長期にわたり相談を行っており、学校側でもその内容を担任間の引継ぎや学級編成における会議等、学校運営の場において検討、考慮していた事情が伺える。このような状況においては、申立人や保護者でなくとも後に一部開示決定された「新入生学級編成資料」以外にも公文書が作成・保存されているはずであると考えるのは、社会通念に照らして当然のことと言える。行政機関が公文書を適切に作成し、管理することが重要であることは明らかであり、本審議会としても実施機関の一層の取組みを求めるものである。

第2点目は、当初、対象個人情報の不存在を理由として非開示決定を行ったにもかかわらず本件異議申立て及び別件の開示請求がなされたことを契機とした再調査の結果、わずかな期間で一部非開示決定処分に変更されたことである。このような変更決定が行われた理由は、存在しないとしていた文書が実際は存在したというものであるが、これは、市民の目から見ても個人情報の開示制度の運用に関し不適切な対応を行っていると感じ取られても仕方がないものと言わざるを得ない。

個人情報の開示請求の制度は、個人情報の取扱いに対する個人の関心に適切に対応するのみならず、開示された個人情報に係る事実の誤り等の訂正請求、不適当な取扱いへの利用停止請求への入り口ともなるものである。したがって、対象個人情報の特定が適切になされなければ、請求者は訂正請求等の機会を失うことにもなるものであり、実施機関に対しては、今後とも条例の趣旨に即した適切な対応を強く要望するものである。

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 1 9 号)

年 月 日	内 容
平成 1 8 年 1 2 月 7 日	・ 諮問を受けた
平成 1 8 年 1 2 月 2 1 日	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から理由説明書を受理した
平成 1 9 年 1 月 1 6 日	・ 異議申立人から意見書を受理した
平成 1 9 年 1 月 2 9 日 （平成 1 8 年度 第 5 回審議会）	・ 諮問の審議を行った
平成 1 9 年 2 月 2 6 日 （平成 1 8 年度 第 6 回審議会）	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
平成 1 9 年 4 月 4 日 （平成 1 9 年度 第 1 回審議会）	・ 異議申立人から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
平成 1 9 年 5 月 2 4 日 （平成 1 9 年度 第 3 回審議会）	・ 諮問の審議を行った
平成 1 9 年 6 月 7 日 （平成 1 9 年度 第 4 回審議会）	・ 諮問の審議を行った